

# 臨床薬学に関する学科の定員抑制の例外区域に関する基準の告示案 パブリックコメント（意見公募手続）の実施について

令和5年7月15日  
文部科学省高等教育局医学教育課

この度、文部科学省では、厚生労働省の「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」において、将来的な薬剤師偏在指標及び薬剤師確保計画ガイドラインが示されたことを踏まえ、臨床薬学に関する学科の定員抑制の例外区域に関する基準の告示案の制定を予定しております。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基づき、臨床薬学に関する学科の定員抑制の例外区域に関する基準の告示案（大学、短期大学及び高等専門学校の設定等に係る認可の基準第一条第六項の文部科学大臣が定める基準に関する告示案）について、パブリックコメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、以下の要領にて御提出ください。

## 【1. 案の具体的内容】

→【別添】参照

## 【2. 意見の提出方法】

(1) 提出手段 郵送・電子メール  
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)

(2) 提出期限 令和5年8月13日（日） 必着

(3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局医学教育課 宛

電子メールアドレス：igaku@mext.go.jp

(判別のため、件名は【臨床薬学に関する学科の定員抑制の例外区域に関する基準の告示案への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい。)

## 【3. 意見提出様式】

「臨床薬学に関する学科の定員抑制の例外区域に関する基準の告示案への意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など、在学する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(高等教育局医学教育課)